

三田市強靱化計画【概要版】

I はじめに【本編 P1】

1. 計画策定の主旨

平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風(台風第19号)など、全国の至るところで、地震や暴風雨等による被害が発生しており、近い将来、南海トラフ地震の発生も危惧されています。

国、県においては、国土強靱化基本法、国土強靱化基本計画、兵庫県強靱化計画を策定し、国と地方が一丸となって大規模災害に備えた地域づくりが計画的に進められています。

本市においても、基本法の主旨を踏まえ、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らず、より強くしなやかな地域の構築を目指し、本市の強靱化に関する指針となる「三田市強靱化計画」を策定し、国及び県と一体となった取り組みを進めるとともに、市民、地域、事業者、行政が一体となって、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」を基本理念に、「安全で安心な災害に強いまち三田」を目指します。

2. 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、本市の最上位計画である、第4次三田市総合計画と整合し、各種分野別計画のうち強靱化に関する部分の指針となるものです。

3. 計画の期間

計画期間は、令和2年度(2020年度)から6年度(2024年度)までの5年間を期間とします。ただし、市内外における社会情勢の変化や推進状況などに応じ、推進期間内であっても、必要に応じて見直しを行います。

II 基本的考え方【本編 P2】

1. 基本目標

- ①人命の保護を最大限図ること
- ②市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速に復旧復興すること

III 本市の概要、対象とする災害【本編 P3】

1. 本市の概要

(1)位置及び面積 (2)地勢 (3)気象概要 (4)地質 (5)市の特性(人口・産業構造) (6)市民の防災に関する取り組みの6項目について、状況分析を行いました。

2. 対象とする災害

①地震:【海溝型地震】南海トラフ地震

【内陸活断層型地震】有馬-高槻活断層帯、六甲・淡路島断層帯、山崎断層帯、上町断層帯、三峠・京都西山断層帯御所谷断層帯、市内伏在断層(確認されていない未知の断層)

②風水害:停滞前線による豪雨、落雷、局地的豪雨、台風接近による突風による被害や浸水など

IV リスクに対する脆弱性の評価【本編 P7】【別紙 1】

1. 評価の枠組み及び手順

強靱化を図るため、想定するリスクに対し、現状の取り組みや施策における課題(脆弱性)を点検しました。

- ①起きてはならない最悪の事態を回避するための観点から、市が現在実施している施策を整理点検する。
- ②最悪の事態の回避に向け、今後の施策の推進方向を検討する。

2. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

大規模自然災害等の発生に備えての「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」は次のとおりです。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模な火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	被災者等の健康・避難生活環境の確保と配慮の必要な方への適切な対応	3-1	避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援の不足による被害の拡大
		3-2	災害時要援護者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大
		3-3	地域防災力の低下や不足による被害の拡大
4	必要不可欠な行政機能は確保する	4-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	5-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		5-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		5-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		6-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害
		6-3	幹線の分断等、基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		6-4	食料等の安定供給の停滞
7	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	7-1	電力、ガス、石油等の長期間にわたる機能の停止
		7-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		7-3	下水道等の長期間にわたる機能停止
		7-4	道路等の交通インフラの長期間にわたる機能不全
		7-5	防災インフラの長期間に渡る機能不全
8	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	8-1	地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		8-2	沿線・沿道の建物倒壊等による交通麻痺
		8-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		8-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		8-5	農地・森林等の被害による市域の荒廃
9	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	9-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が遅れる事態
		9-2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が遅れる事態
		9-3	被害規模が大きく復旧・復興が遅れる事態
		9-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が遅れる事態
		9-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

V 強靱化に向けた推進方針【本編 P9】

1. 起きてはならない最悪の事態に対応する施策分野

国が定めた国土強靱化基本計画において設定された施策分野をもとに設定しました。

①市域の保全	②住宅・都市
③ライフライン・廃棄物	④保健・医療
⑤情報・通信	⑥産業
⑦交通・物流	⑧行政機能
⑨避難支援	⑩地域防災力
⑪人材育成	⑫老朽化対策
⑬広域連携・官民連携	

2. 推進方針

一つの施策が複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものである場合が多いことから、施策の推進方針は上記の施策分野別に括り直して記載します。

脆弱性評価の結果を踏まえ、本市の強靱化施策の推進方針を設定しました。

強靱化の推進方針(主なものを記載しています。)

①市域の保全

- ・治水対策の推進(河川改修、市街地浸水対策、ため池の減災対策など)
- ・山地防災・土砂災害対策の推進
(土砂災害対策、災害に強い森づくり、森林の保全管理、都市公園の適正管理など)

②住宅・都市

- ・建築物の耐震化・耐災害性向上(住宅・建築物の耐震化など建築物の総合的な安全対策など)
- ・都市防災対策の推進(密集市街地の改善、地籍調査など)
- ・宅地防災対策の推進(大規模盛土造成地の公表、空家対策など)

③ライフライン・廃棄物

- ・ライフラインの機能強化(上・下水道施設の耐震化、食料・飲料水の供給体制確保など)
- ・災害廃棄物対策の推進(自治体間の相互応援、市内事業者との連携など)

④保健・医療

- ・病院等医療機関における非常用電源の確保(自家用発電設備の適正管理、燃料供給体制の構築など)
- ・救急医療体制の充実(医師会等との連携、救急救命士の救急隊への配置充実、医療用資機材等の確保)
- ・疫病対策に係る体制の構築(予防接種の促進、平時からの周知啓発、消毒、害虫駆除等の体制構築)
- ・こころのケア体制の強化(専門機関との連携など)

⑤情報・通信

- ・情報発信の耐災害性向上(予備電源の確保、避難所へのWi-Fi環境整備など)
- ・情報提供手段の多様化(提供手段の多様化、SNSの活用など)
- ・防災情報の収集や発信の強化(避難情報の発令や発信方法の多重化など)

⑥産業

- ・市内事業所のBCP策定の支援(ガイドラインの普及啓発)
- ・工場・事業所等における自家用発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保(必要性の周知啓発など)
- ・ガス、石油、有害物質取り扱い事業者の災害対応力強化
(有害物質の保有状況の把握、物質の性質に応じた対応力強化など)
- ・農地・農業水利施設等の保全管理(農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理など)
- ・野生鳥獣対策の推進(有害鳥獣の捕獲、防除柵設置など)

⑦交通・物流

- ・道路交通機能の強化
(橋梁長寿命化、緊急輸送路の無電柱化・耐震化、道路法面对策、関係機関との連携、交通規制など)

⑧行政機能

- ・消防の災害対応力強化(応急対応、予防、情報伝達・電力確保など)
- ・市行政の災害対応力強化(公共施設の耐震化、災害時即時対応体制の強化など)

⑨避難支援

- ・災害リスクの周知・啓発(ハザードマップの適宜更新、防災重点ため池の情報提供、周知・啓発など)
- ・情報伝達の強化(多様な情報伝達手段の構築、多言語化など)
- ・避難行動・訓練の充実(各種防災訓練、要配慮者利用施設における避難確保計画、家庭備蓄など)
- ・避難所の適切な運営(避難者の自主的な運営、多様なニーズへの対応、感染症防止対策など)
- ・避難環境の改善(資機材確保、電源確保など)
- ・帰宅困難者対策等の推進(一時滞在施設の確保、帰宅支援、情報提供など)
- ・避難行動要支援者等への支援充実(個別支援計画等支援体制の構築、資機材の確保など)
- ・教育活動の早期再開(学校・地域の連携、教材や学用品等の確保、保健管理・指導など)
- ・仮設住宅対策の推進(民間賃貸住宅の借り上げ、応急仮設住宅の整備など)

⑩地域防災力

- ・地域の防災組織の災害対応力の強化(自主防災組織の結成促進、訓練支援、地域団体の活性化支援など)
- ・災害ボランティア活動支援体制の整備(災害ボランティアセンターの設置、受入れ体制の構築など)

⑪人材育成

- ・人材の育成、確保(行政職員の育成、ボランティア意識の醸成など)
- ・防災教育の実施(防災教育の充実、多様な手段による啓発活動の推進)

⑫老朽化対策

- ・社会基盤施設の老朽化対策(計画的な定期点検、技術職員の知識の向上など)
- ・公共施設の老朽化対策(クリーンセンター・学校施設など)
- ・その他老朽化対策(農業集落排水施設の長寿命化、合併処理浄化槽への転換など)

⑬広域連携

- ・広域連携(関西広域連合・兵庫県との連携、自衛隊・警察等との連携、近隣自治体との相互応援など)
- ・官民連携(民間企業との災害時応援協定など)

VI 計画の推進【本編 P28】

強靱化を着実に推進するため、強靱化を推進する主な事業【別紙2】の計画的な推進を図ります。
重要業績指標【別紙3】の目標値をもとに進行管理を行います。